

審査の概要

(1) 審査の方法

令和6年10月16日に開催された和歌山県スポーツ施設等指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を審査基準ごとに集計する方法により採点を行いました。

申請者が1者のため、合計点数があらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば、指定管理者の候補者とする方法で行いました。

(2) 選定委員会の構成

氏名		役職
委員長	赤松 喜久	国立大学法人大阪教育大学教育学部 名誉教授
副委員長	上野 幸浩	和歌山県高等学校定時制通信制教育振興会 顧問
委員	小西 里枝	税理士
委員	神徳 佳子	NPO法人WACわかやま 副理事長
委員	彦次 佳	関西大学人間健康学部 教授

(3) 採点結果

審査基準	配点	審査項目	個別点	公益財団法人 和歌山県スポーツ振興財団
1 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	10	①施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	10	10
		計	10	10
2 施設効用の最大限発揮	40	①施設運営の提案内容が、施設の設置目的に合致し、利用者の増加に資する具体的・現実的な内容となっているか	15	9.6
		②利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容になっているか	10	6.8
		③自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	10	5.2
		④施設事業の提案内容が、和歌山県長期総合計画に掲げる「スポーツに親しむことができる環境づくりの推進」及び「競技力の向上」に資する内容となっているか	5	3.4
		計	40	25
3 効率的な管理運営	20	①業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか	5	3.4
		②経費の節減について具体的で現実的な提案があるか	5	3
		小計	10	6.4
		③提案額の評価(自動計算)	10	10
		計(①+②+③)	20	16
4 管理を安定して行う能力	20	①施設の適切な維持管理を行う内容となっているか (仕様書記載の業務要求水準、施設毎に設定されるチェック表により確認し、確保されていない場合には失格とする。)	10	10
		②財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	10	6.8
		計	20	16.8
5 地域・社会貢献	10	①県内に事務所等を置いているか	6	6
		②法定雇用障害者数等を超過して障害者を雇用しているか	3	3
		③障害者就労施設等から物品等を調達しているか	1	1
		計	10	10
合計			100	78.2

(4) 総評

ア 経営努力により、コロナ禍で落ち込んだ利用者数や収益を回復させている点を評価した。

イ 県民の健康増進や防災対策といった地域貢献活動に取り組んでいる点を評価した。

ウ データに基づく効果的な広報や、きめ細やかな利用促進策に取り組むことを期待する。

エ 運動部のあり方が見直される中、県のスポーツ中核施設として、県内学生スポーツの発展に取り組むことを期待する。